

令和二年度 三世代同居・近居 のための住宅新築・購入・追加工事等 費用助成金のご案内 !!

天理市では、子育て支援、多世代交流促進、定住促進を目的として、未成年者のいる世帯の方が「これから」市内で三世代同居、近居を「始める」ために、「新たに」住宅を新築・購入・建替・追加工事をする費用に対して助成します。

1. 助成方法

これから新たに、三世代同居、近居（天理市内に居住すること）を目的とするための、一定基準を満たす住宅の新築・購入・建替、機能向上や設備改善などの追加工事の費用の助成金として、

20万円 を補助します。

（対象費用が40万円以上の場合に限ります。）

同時に、申請された方が住宅ローン借入を予定の場合、金融機関（※）の協力により、借入金利を店頭表示より1.75%～引き下げるキャンペーンを実施。引き下げ率については各銀行等により利率が違いますのでお問い合わせください。

（※）南都銀行（天理支店）、奈良信用金庫（天理支店）、
奈良県農業協同組合（二階堂・天理・天理南の各支店）、
大和信用金庫（天理支店・樺本支店）

2. 受付期間

令和2年6月1日(月) から 令和3年2月26日(金) まで

※土曜日・日曜日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで
○郵送等による受付は行っておりません。

○申請は随時受付をしますが、先着順に交付の決定をします。（書類審査が必要です。）

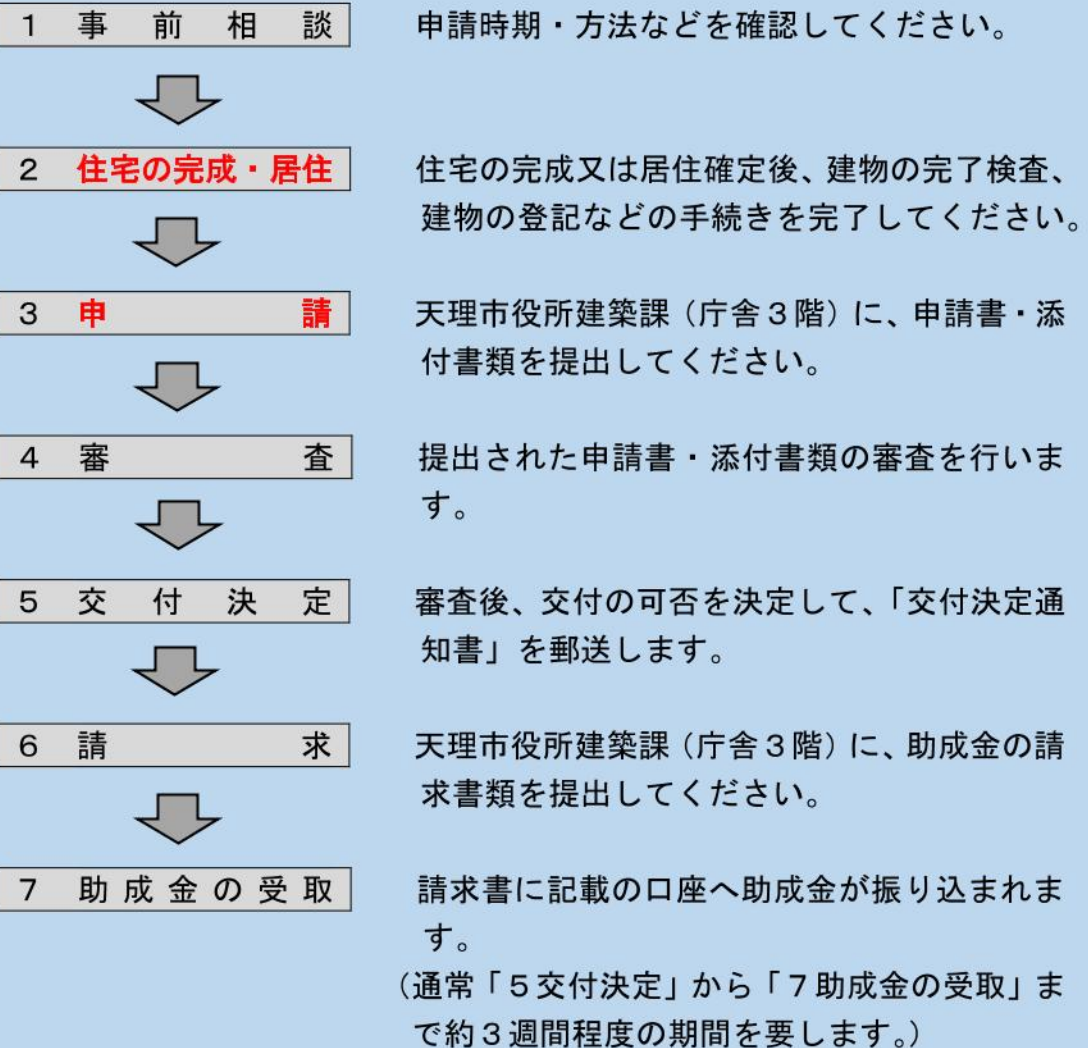
○申請受付期間内であっても、予算枠に達し次第、受付を終了します。

3. 申請方法

申請は必要な書類を添付して、天理市役所建築課（庁舎3階）までお越しください。

(注意) 契約などを行う前に、事前に「必ず」ご相談ください。

助成金受取までの流れ



助成金を受け取られましたら、住宅費用の支払いを完了してください。

**(注意) すでに費用の支払いを完了している場合は、申請できません。
(40万円以上の支払未完了の場合が対象)**

4. 申請の要件

申請は次の要件を満たす必要があります。

(1) 申請者の要件

- ①未成年者のいる「こども世帯」が「親世帯」と天理市内で居住または同居することが3年以上継続すること。
- ②こども世帯、親世帯全員が天理市に住民登録があり、居住していること。
または天理市に住民登録を移し、居住することが確定していること。
- ③こども世帯、親世帯全員が市区町村民税の滞納がないこと。
- ④他制度の公的住宅扶助（生活保護等）を受けていないこと。
- ⑤暴力団員等でないこと。

(2) 住宅の要件

- ①自己で居住するための住宅であること。（ただし、賃貸物件は除く。）
（併用住宅の場合は居住部分が延床面積の1/2以上のこと。）
- ②三世代同居、近居のために新築、建替え、購入する住宅、
又は追加工事等を行う住宅（注※）。
（注※）追加工事等とは
 - 1) 三世代同居、近居の要件を満たし、平成31年4月1日以降に新築・購入・建替えをした住宅の追加工事など
 - 2) これから天理市内に転入・転居して、三世代同居、近居を始めようとするための住宅の改修など
近居とは、市外に居住する子世帯が市内に転入し、または市内に居住する子世帯が転居し、親世帯と直線距離が近づき住むことをいいます。
- ③建築基準法その他関係法令の基準を満たした住宅であること。
（建築基準法の適用を受ける場合は、完了検査が済んでいること。）
- ④建物の登記などの手続きが完了、または完了することが確実であること。
- ⑤天理市及び奈良県内に本支店等の活動拠点を有している事業者により施工、販売等される住宅であること。

（注意）すでに三世代同居している世帯の追加工事の場合は、申請できません。

5. 添付書類

申請書類に次の書類を各1部、添付してください。

No.	添付書類の名称	詳細	交付場所
1	住民票	親世帯、こども世帯全員のもの ※続柄の記載があるもの ※申請日時点の世帯の状況が記載されているもの	市民課 (市役所1階)
2	戸籍全部事項証明書	親世帯、こども世帯の続柄関係が確認できるもの	本籍地の役所・役場
3	納税証明書 (又は非課税証明書)	親世帯、こども世帯全員のもの	収税課 (又は税務課) (市役所2階) ※前住所が天理市以外の方は前住所地の役所・役場にて交付を受けてください。
4	建物登記事項証明書等	法務局より交付を受けたもの ※申請日時点の登記の状況が記載されているもの ※コピー不可	奈良地方法務局 ※奈良市高畑町552 (☎0742-23-5534)
5	住宅工事請負契約書(写)又は住宅売買契約書(写)	住宅を建設又は工事した業者と締結した契約書の写し又は既存住宅を購入した際の売買契約書の写し	住宅を建設、工事又は購入した住宅会社等
6	請求書(写)又は住宅借入金契約書(写)	上記契約による支払いが発生したことを確認できるもの又は住宅ローンの額が確認できるもの	上記住宅会社等又は住宅ローン契約先
7	建築基準法の規定による検査済証(写) (<u>建築基準法の適用を受ける場合</u>)	建築基準法の規定により特定行政庁等による建物の完了検査を受け、建築基準関係規定に適合していることを証明するもの	住宅を建設、工事又は購入した住宅会社等
8	図面	付近見取図、配置図、平面図、立面図等	住宅を建設、工事又は購入した住宅会社等
9	外観写真	全景を写したものを添付	

(注意) ①その他、必要に応じて書類の提出をお願いする場合があります。

②添付書類には、証明書等有料書類があります。必ず事前相談の後に書類をご用意ください。

6. その他

虚偽その他の不正な手段により助成金の交付を受けたり、助成金交付の決定があつてから3年を経過する前に、正当な理由なく三世代同居又は近居を解消した場合は、助成金の全部または一部を返還していただくことになります。

7. 問合せ・申請先

天理市役所 建設部 建築課 住宅係

天理市川原城町605 天理市役所3階
電話(0743)63-1001 内線308